

愛知の住みやすさ発信事業業務委託基本仕様書

1 件名

愛知の住みやすさ発信事業業務

2 目的

強い経済基盤に支えられた安定した雇用環境、東京圏などに比べ安価で良質な住宅を取得できる住環境、大都市圏にありながら身近に自然や歴史、伝統文化に触れられる環境など、本県の強みであるバランスのとれた「住みやすさ」について広くPRすることで、本県への移住・定住を促進する。

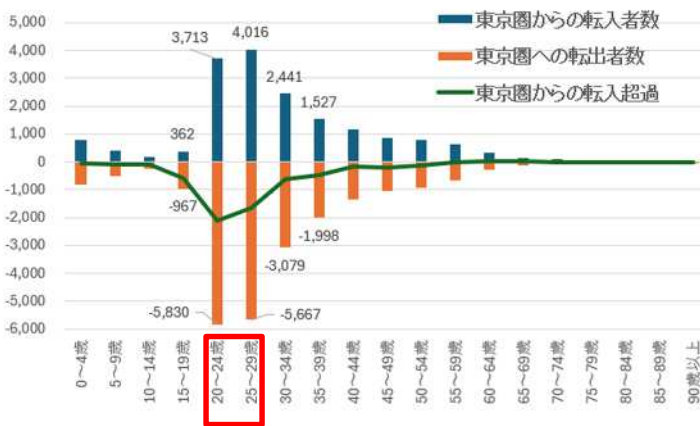
3 事業内容

- (1) 若年層に向けた広告配信
 - (2) 東京圏の若年層に対する魅力発信
 - (3) 若年層向け民間情報サイトへの広告記事掲載
 - (4) パンフレット「愛知に住みたくなるBOOK」、「あいちぐらし 54のいいところコレクション」及びHP「愛知の住みやすさ発信サイト」の改訂
 - (5) 地域の特長等を踏まえた移住プロモーション活動の実施
- ※(1)～(3)の「若年層」については、20～29歳を中心とした年代を指す。

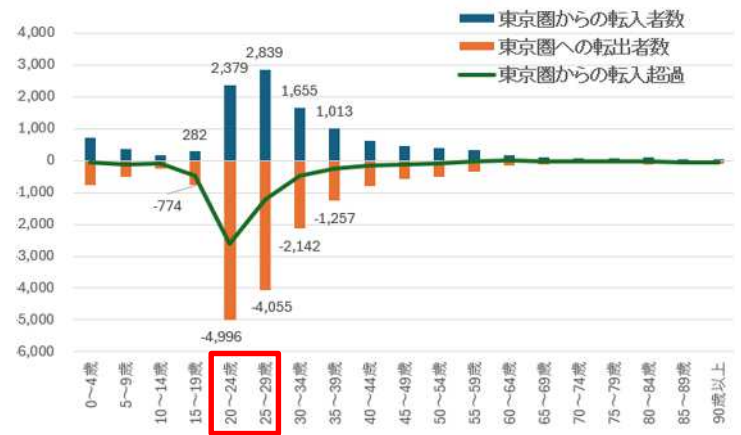
【参考】東京圏に対する年齢階級別の人口移動の状況（2024年）

※総務省「住民基本台帳人口移動報告」（外国人含む・国外との移動を除く）を基に、県においてグラフを作成

<男性>



<女性>



4 業務委託の内容

(1) 若年層に向けた広告配信

別途県が提供する動画「あ〜いい地だな。愛知県」※₁を活用し、若年層に向け YouTube や SNS 等で動画広告を行う。実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 6秒や15秒などの短い動画に編集した上で広告配信するなど、広告をスキップされないような工夫をすること。
- ・ 動画視聴者を「愛知の住みやすさ発信サイト」（以下「発信サイト」という。）へ誘導し、「愛知の住みやすさ」の認知度向上につなげること。
- ・ 業務の効果測定・結果分析を行うこと。

※1 動画「あ〜いい地だな。愛知県」とは、発信サイトのトップページに掲載されている動画（「尾張」・「海部」・「知多」・「西三河」・「東三河」のエリアごとの魅力をきめ細やかに紹介）を指す。

(2) 東京圏の若年層に対する魅力発信

「愛知の住みやすさ」を東京圏の若年層に確実に PR するため、東京圏のリアルな場※₂で「愛知の住みやすさ」に関する情報発信を実施する。実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 情報の受け手を発信サイトへ誘導し、「愛知の住みやすさ」の認知度向上につなげること。
- ・ 業務の効果測定・結果分析を行うこと。

※2 例) 大学内での情報発信（食堂など）
大学の最寄り駅など、主要駅での啓発（デジタルサイネージなど）
エレベーター内での広告
大規模就職・転職フェアなどでの啓発

(3) 若年層向け民間情報サイトへの広告記事掲載

東京圏の若年層がよく利用する民間の就職・転職支援等のサイトに、「愛知の住みやすさ」を PR する広告記事を掲載する。実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 広告記事は、発信サイトにおいて広告記事 URL を掲載すること（二次利用）ができるようにすること。
- ・ 就職活動のスケジュール等を考慮し、より高い効果が見込まれる時期に実施すること。
- ・ グラフやイラスト等を用い、視覚に訴えかける分かりやすい構成とするほか、若年層に愛知に住みたいと思ってもらえるような内容※₃とすること。
- ・ 様々な媒体※₄を活用するなどして、若年層の広告記事閲覧数の増加につながるよう工夫すること。
- ・ 業務の効果測定・結果分析を行うこと。

※3 例：愛知に転入した方へのインタビュー記事を掲載

※4 例：掲載した民間サイトが保有する SNS の活用

(4) パンフレット「愛知に住みたくなる BOOK」、「あいちぐらし 54 のいいとココレクション」及びHP「愛知の住みやすさ発信サイト」の改訂

ア パンフレット「愛知に住みたくなる BOOK」の改訂

パンフレット「愛知に住みたくなる BOOK」について、別途県が提供する 2026 年版原稿電子データ及び修正箇所指示書等を基に、2027 年版の電子データ及び紙媒体 13,000 部を作成する。実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 電子データは日本語版及び英語版の 2 種類、紙媒体は日本語版のみとすること。
- ・ 紙媒体の仕様は、下表のとおりとすること。

項目	内容
サイズ、頁数及び印刷色	日本産業規格 A 4、12 頁（表紙、裏表紙含む）、カラー 4 色
製本種別	中綴（ホチキス 2 か所留め）、綴方向左、両面印刷
用紙	コート紙、四六判 135kg、総合評価値 80 以上
インキ	植物由来の油を含有し、芳香族成分が 1 %未満の溶剤のみを用いるものを使用
校正	文字 3 回以上、カラー印刷（FAX 不可）
印刷方法	オフセット
原稿データ	アドビ イラストレーター 最新版 アドビ フォトショップ 最新版
納品方法	別途県が提供する送付先一覧を基に、送付先ごとに包装した上で納品すること。

イ パンフレット「あいちぐらし 54 のいいとココレクション」の改訂

パンフレット「あいちぐらし 54 のいいとココレクション」について、別途県が提供する 2025 年度に作成した原稿電子データ及び市町村からの修正依頼等を基に、最新版の内容の電子データ及び紙媒体 5,000 部を作成する。実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 電子データは日本語版及び英語版の 2 種類、紙媒体は日本語版のみとすること。
- ・ 英語版については、日本語版の原稿を基に翻訳すること。
- ・ 修正箇所については、市町村との調整の上、決定することとする。
- ・ 紙媒体の仕様は、下表のとおりとすること。

項目	内容
サイズ、頁数及び印刷色	日本産業規格 A 4、12 頁（表紙、裏表紙含む）、カラー 4 色
製本種別	中綴（ホチキス 2 か所留め）、綴方向左、両面印刷
用紙	コート紙、四六判 135kg、総合評価値 80 以上
インキ	植物由来の油を含有し、芳香族成分が 1 %未満の溶剤のみを用いるものを使用
校正	文字 3 回以上、カラー印刷（FAX 不可）
印刷方法	オフセット
原稿データ	アドビ イラストレーター 最新版 アドビ フォトショップ 最新版

ウ HP「愛知の住みやすさ発信サイト」の改修

別途県が提供する発信サイトの HTML ソース及び画像データ（以下「HTML ファイル等データ」という。）を、以下のとおり修正する。

(ア) 発信サイトの掲載情報※5を別途県が提供する最新のものに更新すること。

※5 例) 各カテゴリ（住まい・くらし等）に掲載されている情報、市町村の支援情報 等

(イ) 4（4）アで作成したパンフレットの内容に即したものとすること。

(ウ) 本事業で実施した取組のうち、発信サイトで情報発信することが適当なものを追加すること。

○ 実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 修正が可能となった時点から速やかに取り組むこと。
- ・ 発信サイト（4（4）アにおいて作成したパンフレットの英語版電子データを除く。）の言語は、日本語とすること。
- ・ スマートフォン（Android 端末及び iOS 端末）で表示した場合にも、レイアウトが適切に表示されること。スマートフォンの表示対応は、CGI 等のサーバ側に設定が必要なプログラムを使用しないこと。
- ・ JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」（通称：ウェブコンテンツ JIS）に配慮し、ウェブアクセシビリティの確保に努めること。
- ・ 文法等のチェックを行い、エラーがないように確認するとともに、Microsoft Edge 最新版及び Firefox 最新版にて表示確認すること。
- ・ 動画等のサーバに負荷のかかるもの及び CGI 等のサーバ側に設定が必要なものは、使用しないこと。
- ・ 修正した HTML ファイル等データは、発信サイト更新前に県サーバのテスト環境で確認し、不具合等が生じた場合は当該データの修正に対応すること。

(5) 地域の特長等を踏まえた移住プロモーション活動の実施

東京圏在住の移住関心層に対して、愛知県の地域ごとの魅力を伝えるため、「JOIN-FURUSATO フェア～ふるさと回帰」及び「JOIN-FURUSATO フェア～移住・交流&地域おこし」（いずれも主催者は、公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構）において、愛知県のブースを設置し、市町村と連携しながら移住プロモーション活動を実施する。実施に当たっては、以下の業務を行うこと。

（なお、出展希望者多数等により、以下のとおりブースを出展することができない場合は、県と協議の上、県の指示により業務を実施するものとする。）

○JOIN-FURUSATO フェア～ふるさと回帰

- ・開催日：2026年9月12日（土）・13日（日）
- ・場 所：東京国際フォーラム
- ・備 考：イベントの出展申込については、県において対応
イベント出展料※については、委託料の中から支払うこと。
※286,000円（税込）/ブース×1ブース+振込手数料等

○JOIN-FURUSATO フェア 2026～移住・交流&地域おこし

- ・開催日：2026年11月14日（土）・15日（日）
- ・場 所：東京ビッグサイト
- ・備 考：イベントの出展申込については、県において対応
イベント出展料※については、委託料の中から支払うこと。
※286,000円（税込）/ブース×2ブース
+143,000円（税込）/ブース ×1ブース+振込手数料等

ア イベント出展の企画・運営

来場した移住興味関心層（その潜在層を含む。）に対して、効率的かつ効果的に「愛知の住みやすさ」が伝わるイベント内容の企画・運営※₆を行うこと。

- ※6 例：公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構が作成し、「JOIN-FURUSATO フェア～ふるさと回帰」等で配布する移住ガイドブック「How to 移住」に掲載する広告ページの作成

イ イベント出展ブースにおける装飾品等の作成

テーブルクロス※_{7.8}（1枚）・椅子カバー（2枚）を作成すること。デザインは愛知の住みやすさ発信事業のロゴを活用することとし、受託者が提案し、県と協議の上決定すること。

※7 テーブルのサイズ（想定）：幅1800mm×奥行600mm

※8 数量については、調整により、変更になる場合あり。

ウ 手提げ袋の作成

イベントで配布するパンフレットを入れるための手提げ袋5種類※₉。（作成予定枚数：1種類当たり100枚※₈）を作成すること。デザインは愛知の住みやすさ発信事業のロゴを活用することとし、受託者が提案し、県と協議の上決定すること。

※9 イベント当日、パンフレットは地域ごとにまとめて配布するため、それぞれデザインが異なる5種類の手提げ袋を作成することとする。ただし、全体としての統一感を持たせるものとする。

エ イベントで配布するPR資材の作成

イベントで配布するため、愛知の住みやすさ発信事業のロゴを活用したPR資材（作成予定個数：500個※8）を作成すること。内容は受託者が提案し、県と協議の上決定すること。その他に必要であれば受託者が提案し、県と協議の上決定すること。

5 事業全体の運営・管理等

（1）体制の整備

- ア 本事業全体の運営を管理する統括責任者を1名配置し、統括責任者は事業全体の管理を担い、事業の費用対効果が大きくなるよう努めること。
- イ 本事業の窓口となる連絡担当者を1名配置し、連絡担当者は県と連絡を密にし、遅滞なきよう事業全体の進捗管理を行うこと。また、事業の進捗状況を県に適宜報告すること。

（2）県との調整・打合せ

- ア 本事業は、県と十分な打合せ（オンラインでの打合せも可）を行い、県の上で実施すること。
- イ 打合せに当たり、事前に議題及び要点等を明確化した打合せ資料を作成し、打合せ後は打合せ記録簿を作成すること。
- ウ 本事業を実施するに当たり必要となる市町村との連絡・調整事項は、原則県が行う。ただし、県が認めた場合は、受託者が直接市町村と連絡・調整を行うことができることとする。

（3）イベント等の運営

- ア 必要な人員と体制を確保し、必要な資材等を調達するとともに、適正な管理を行うこと。
- イ 必要な許認可申請手続を経て実施すること。なお、手続は十分時間的余裕をもって行うこと。
- ウ イベント参加者や一般客の安全に十分配慮すること。

（4）事業実施に伴う主な提出物（納品物）

- ア 契約後速やかに、「愛知の住みやすさ発信事業業務委託先募集要項」に基づいて提出した企画提案書を踏まえつつ、具体的な事業内容、実施時期（期限）、達成目標及び実施スケジュール等を記載した業務計画書を作成し、県の承認を得ること。
また、業務計画書の内容を変更する場合は、業務を進める前に、理由を明確にした上で、その都度、更新版を県に提出し、県の承認を得ること（軽微なものを除く。）。

- イ 4 (4) アで作成するパンフレット 13,000 部は 2026 年 11 月 27 日 (金) までに県に納品すること。
- ウ 4 (4) イで作成するパンフレット 5,000 部の納品日については、県と協議の上決定すること。
- エ 4 (4) ウで修正した HTML ファイル等データは、適宜県に納品すること。
- オ 5 (2) イでの県との打合せ資料は、打合せ日の前日までに県に提出すること。また、打合せ記録簿は、原則として打合せ実施後 3 日以内に県に提出すること。

(5) その他

- ア 県が実施する他の事業及びふるさと回帰支援センターと積極的に連携をとって業務に当たること。
- イ 本事業が効率的かつ確実に遂行されるよう戦略的提案並びに進捗管理及び参考となる資料等の提供を積極的に行うこと。
- ウ 県は随時本事業の業務に立ち会うことができるものとする。
- エ 県は、必要に応じ、本事業の目的を達成するため適切な指示を行うものとし、受託者はこの指示に従うこと。
- オ 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することは認めない。
- カ 本事業の実施に当たり使用する図表やデータ、画像、音楽等の著作権・使用权等の権利は、キを踏まえて事業終了後も無償で継続して使用できるよう使用前に使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うこと。
- キ 本事業の制作物の著作権、所有権等、その他一切の権利は、県に帰属するものとし、県は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。また、受託者は県等に対し、著作人格権の行使をしないものとする。
- ク 愛知県財務規則等の関係条例・規則等を熟知の上、業務遂行に当たること。
- ケ 本事業の実施に当たり知り得た情報は、県の許可無く他に漏らしてはならない (契約終了後も同様とする。)
- コ この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、県と協議の上、県の指示により業務を実施するものとする。

6 事業報告書の提出

事業終了後、以下のとおり事業報告書を提出すること。事業報告書は、事前に県と内容を十分調整したものを提出すること。

(1) 提出物

ア 事業報告書

事業実績等を詳細にまとめたもの。作成に当たっては、内容をより有益なものとするため、業務の効果測定・結果分析を交えるなど、単なる結果報告書とならないよう留意すること。また、提出に当たっては、表紙・目次頁の挿入、各頁への頁数の附番、インデックス等による各項目の見出し明示等、受取側が読みやすいものとする

イ 4 (4) アで作成した 2027 年版パンフレットの印刷用原稿の電子データ

ウ 4 (4) イで作成した最新版パンフレットの印刷用原稿の電子データ

エ 4 (4) ウで修正した HTML ファイル等データ

オ 県との打合せ資料及び打合せ記録簿

カ その他本事業において作成した成果物（該当がある場合のみ）

ただし、4 (4) ア・イにおいて作成したパンフレット及び 4 (5) イ～エで作成した装飾品、PR 資材等を除く。

キ 業務計画書

ク その他県が必要と指示するもの

(2) 提出方法

CD-R 又は DVD-R の電子媒体 2 部。これに加え、6 (1) ア、オ及びキは紙媒体 A 4 判を 1 部、カは現物を 1 部提出すること。

(3) 提出期限

2027 年 3 月 19 日（金）

(4) 提出場所

愛知県総務局総務部市町村課地域振興室